

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら  
まし

- 1 単価契約による工事について、収支等執行者が契約の締結及び変更の  
手続を行えるよう、所要の改正を行います。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。